ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.25 × A ＋ 0.25 × B ＋ 0.25 × C ＋ 0.125 × D ＋ 0.125 × E)× 1.09615 0.25 × A、0.25 × B、0.25 × C、0.125 × D 及び 0.125 × E に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅰ A ＝ a ／ 0.05072 算式Ⅰの符号 a　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第5条第1項の表中1の人口で除して得た数（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅱ B ＝ 6,976,246 ／ b 算式Ⅱの符号 b　一人当たり各産業の売上高（平成30年から令和2年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を3で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成29年から令和元年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その